

地域計画

策定年月日	令和7年3月18日
更新年月日	()
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	下中野 (下中野町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	54.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	54.7 ha
② 田の面積	52.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	7.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	7.2 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	28.3 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	20.9 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

集落の営農は、13農家が水稻を主に転作で小麦を作付けする土地利用型の共同経営であり、認定農業者(法人経営含む)による果樹、麦、大豆等の作付けと連携を図りながら行っている。エリア農地の約3分の1は近隣の法人が土地所有者から借受けて水稻、麦、大豆を作付けされており、営農組合作業の労力軽減や農地利用の調整を双方が連携を図りながら行っている。農業者の7割が65歳以上で高齢化が今後一層進んでいく中、後継者もなく農業を止めていく農家が増え、近隣法人に農地を預ける傾向が加速する。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当面は現状維持を考えた場合残された集落農家に農地を借り受ける余力はないと思われ、経営規模の拡大を希望する近隣法人等との調整は必要と考えられる。農業を止めたい農家の全員が農地の貸し出しを中間管理機構に一任されており、今後は市とも連携しながら、認定新規就農者等の受け入れも視野に入れる必要がある。将来的には近隣法人との連携を強化しながら農地の利用調整を進め栽培形態も水稻から麦・大豆等の畑作物に転換を図っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
集落営農組合を窓口近隣法人を含めた効率的な農地利用の調整を図る。また、老朽化し傷みが著しい土地改良施設の適正な管理も課題であり、地域資源として集落全体で維持管理する体制を整え、営農体系に応じた施設の更新を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	51	%	将来の目標とする集積率
			64 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
出来る限り近隣法人への農地の集積集約を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとすべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組 農地の集積・集団化には集落営農組合が窓口となる。
(2)農地中間管理機構の活用方法 農地の集積・集団化には集落営農組合が窓口となる。最終的には機構を通じて近隣法人に貸し出すものとする。
(3)基盤整備事業への取組 傾斜地が多く大区画化は困難であるので、可能性のある水田について乾田化を図り畑地団地への転換を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組 地域農業の担い手として集落の認定農業者や近隣法人を主にするほか、新規就農も促すよう県市をはじめ農業関係機関とも連携を密にする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組 防除作業等について段階的な近隣法人との受委託を基本とする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

- ③農作業の軽減を図るようスマート農業機械を導入する。
- ⑥地域資源循環の取組として菜種の生産を継続する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和14年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稲、果樹	6.1 ha	ha	水稲、果樹	6.1 ha	ha	B	
認農		果樹	0.5 ha	ha	果樹	0.5 ha	ha	C	
認農		水稲、麦、大豆	20.8 ha	ha	水稲、麦、大豆	28 ha	ha	A	
認農		ムクナ豆	0.3 ha	ha	ムクナ豆	0.3 ha	ha	D	
集		麦、菜種	0 ha	10.6 ha	麦、菜種	0 ha	10.6 ha		B、Eの内
その他		水稲他	27 ha	ha	水稲他	19.8 ha	ha	E	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	5経営体		27.7 ha	10.6 ha		34.9 ha	10.6 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業者名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。